

(仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業
特定事業の選定について

長崎市（以下「本市」という。）は、令和4年9月12日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業に関する実施方針を公表した。

今般、PFI法第7条の規定により、（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和4年12月12日

長崎市長 田上 富久

1. 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

(2) 公共施設の管理者の名称

長崎市長 田上富久

(3) 事業の目的

本市では、今後の学校給食の方向性として、献立内容の充実、食物アレルギーへの対応及び給食施設・設備の老朽化などの課題に対応するため、3か所の学校給食センターを建設し、既存給食施設の集約化を図ることとしている。

そこで、本事業では、(仮称) 長崎市南部学校給食センター (以下「南部学校給食センター」という。) の整備・運営について、PFI 法に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者任せ、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、施設の良好な維持管理等により、長期的な観点で施設の維持管理と運営のコストの縮減を目指すものである。

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業の実施のために設立された特別目的会社 (以下「事業者」という。) と締結する PFI 事業に係る契約 (以下「事業契約」という。) に従い、事業者が、南部学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理及び運営業務を行う方式 (BTO: Build Transfer Operate) により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 22 年 7 月 31 日までとする。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 事業用地：長崎市香焼町 563 番 15

イ 敷地面積：7,089 m²

ウ 調理能力：4,000 食／日 (食物アレルギー対応食 80 食／日を含む。)

(7) 事業の対象範囲

事業者の行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 設計業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 設計業務

- (ウ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (エ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設・工事監理業務

- (ア) 建設業務
- (イ) 厨房機器等の調達及び設置業務
- (ウ) 什器・備品等の設置業務
- (エ) 食缶等の調達業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 近隣対応・対策業務
- (キ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (ク) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 開業準備業務

エ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- (ウ) 什器・備品等保守管理業務
- (エ) 食缶等の更新業務
- (オ) 外構等維持管理業務
- (カ) 環境衛生・清掃業務
- (キ) 警備保安業務
- (ク) 修繕業務（大規模修繕を除く）
- (ケ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

オ 運營業務

- (ア) 食材検収・保管業務
- (イ) 給食調理業務（食物アレルギー対応食を含む。）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 給食配送・回収業務
- (オ) 配送校での給食配膳業務
- (カ) 洗浄・残渣処理等業務

- (キ) 運営備品調達業務
- (ク) 献立作成支援業務
- (ケ) 食育支援業務
- (コ) 広報支援業務
- (カ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (シ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2. 事業の評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できること及び公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

ア 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

項目	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費用 ② 維持管理・運営費用 ③ 地方債の償還に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの対価 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係るサービス対価（割賦手数料等含む） ・維持管理・運営に係るサービス対価（SPC 関連経費等含む） ② アドバイザー・モニタリング費用 ③ 地方債の償還に要する費用 ④ 事業者からの税込（市税）
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ①事業期間：約 16 年 10 か月 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備期間：1 年 9 か月 ・開業準備期間：2 か月 ・維持管理・運営期間：14 年 11 か月 ②割引率：0.5% ③インフレ率：考慮しない 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金 ② 地方債 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育施設等整備事業債 <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 25 年(建物)、15 年(設備) ・元利均等償還（年 2 回） 過疎対策事業債 <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 30 年(建物)、15 年(設備) ・元利均等償還（年 2 回） ③ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ① 国庫補助金 ② 地方債 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育施設等整備事業債 ・過疎対策事業債 本市が自ら実施する場合と同一条件 ③ 事業者の自己資金 ④ 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 15 年 ・元利均等償還（年 4 回）

項目	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
積算方法	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績及び市場調査結果等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

イ 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

項目	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	5,913.2 百万円	5,183.1 百万円
指数	100.0	87.7

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

ア PFI 事業では、施設の設計、建設、維持管理及び運營業務を事業者が一貫して実施することにより、設計段階から実際に維持管理・運營業務を行う者の意見を聞きながら効率的・効果的な施設の配置計画や厨房機器等の設備選定が可能であり、コスト削減が期待できる。

イ 維持管理業務では、事業者は独自の長期修繕計画に基づいた維持管理・更新を行うことで予防保全が可能となり、常に施設・設備の状態を良好に維持し、長期間にわたって安全・安心な学校給食の提供が期待できる。

ウ 運營業務では、食物アレルギー対応なども含めて、長期間の運営を行う中で調理や衛生管理及び配送等についての技術・ノウハウを蓄積でき、より良い運営が期待できる。

エ 財政面では、施設整備費の一部に民間資金を活用し、施設整備費の割賦払いが可能のため、本市の財政負担の平準化が期待できる。

オ 本市が自ら実施する場合の発注事務では、工事や業務委託を都度発注する必要があるが、PFI 事業として実施場合は一括発注・長期契約が可能であり事務負担の軽減が期待できる。

(3) リスク分担による評価

PFI 事業として実施する場合、想定可能なリスクについて、本市と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定的かつ効率的な事業運営が期待できる。

(4) 総合評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業

期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 12.3%の削減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、適切なリスク分担による安定的かつ効率的な事業運営も期待することができる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、PFI 法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。